国　立　大　学　法　人　京　都　大　学　教　職　員　給　与　規　程　新　旧　対　照　表

改　　　正　　　前	改　　　正　　　後
（前　略） （管理職手当） 第１２条　管理職手当は、管理又は監督その他の地位にある別表第９の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。 （後　略）	（管理職手当） 第１２条　（同　左） 附　則（令和８年達示第３５号） この規程は、令和８年４月１日から施行する。
別表第１～別表第８ 別表第９ 別表第１０ 別表第１１ （略）	別表第１～別表第８　（同　左） 別表第９　（別　添） 別表第１０ 別表第１１ （同　左）

別表第９　管理職手当額表（第１２条関係）

職名	支給額	備考
副学長	１７０，０００円	
研究科及び総合生存学館		
研究科長及び学館長	２４０，０００円	
副研究科長、副学館長及び附属の教育研究施設の長	５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	４０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
附置研究所		
研究所長	２４０，０００円	
副所長及び附属の研究施設の長	５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	４０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
附属図書館長	２４０，０００円	
医学部附属病院		
病院長	２４０，０００円	
副病院長	５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	４０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
看護部長	１００，０００円	
副看護部長	６０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
薬剤部長	６０，０００円	
全国共同利用施設の長	６０，０００円	
学内共同教育研究施設の長	６０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	
支援組織		
国際高等教育院		
教育院長	２４０，０００円	
副教育院長	５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）

	４０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
人と社会の未来研究院長	８０，０００円	
機構長	８０，０００円	
部長	１５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	１３０，０００円	
次長	１３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	１１０，０００円	
課長	１１０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	６５，０００円	
室長及びセンター長	１１０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	６５，０００円	（総長が指定するものに限る。）
技術室長	６５，０００円	
（削る）		
高等研究院		
研究院長	２４０，０００円	
副研究院長	５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	４０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
その他の学内組織の長	３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
学系長	５０，０００円	
共通事務部及び部局事務部		
事務部長	１５０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	１３０，０００円	
次長	１３０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	１１０，０００円	
課長、事務長、副事務部長及び副事務長	１１０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	６５，０００円	
室長及びセンター長	１１０，０００円	（総長が指定するものに限る。）
	６５，０００円	（総長が指定するものに限る。）
（削る）		

　１～４　　（略）